

徳島県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	4 4	路線名	三加茂東祖 谷山		区 間	三好郡東みよし町西庄字 野根上一九二番二地先か ら 同 で 一九二番一地先ま 同	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
							新	八・三 〇・一 一・三	二五・二
							旧	八・〇 〇・一 〇・〇	二五・二